

## 久留米工業大学地域連携センター規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学学則第54条の2の規定に基づき、久留米工業大学（以下「本学」という。）に設置する地域連携センター（以下「センター」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、本学における教育・研究と地域社会をつなぎ、地域の教育・研究の拠点として、地域社会との連携や生涯学習機能など本学の地域貢献活動を総合的かつ組織的に遂行することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 センターは次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 産学官連携に係る諸施策の企画立案及び調査研究に関する事項
- (2) 地域連携及び産学連携に係る情報の収集及び発信に関する事項
- (3) 産学官における国際的連携又は地域社会連携の推進及び支援に関する事項
- (4) 民間等との共同研究及び受託研究の調整、受け入れに関する事項
- (5) 生涯学習事業の企画立案及び実施に関する事項
- (6) 知的財産権の取得、管理、活用等に関する事項
- (7) 研究シーズ等を活用した科学技術振興等の支援推進に関する事項
- (8) 本学における学術研究活動の支援に関する事項
- (9) 本学の学術研究活動に基づく戦略的広報活動の企画・立案及び実施に関する事項
- (10) 外部資金獲得に向けた情報収集・分析及び調査に関する事項
- (11) ものづくり実践教育及び機械工作実習の支援に関する事項に関する事項
- (12) 教育・研究用装置等の製作の支援及びものづくり自主活動の支援に関する事項
- (13) 地域におけるものづくり教育及びものづくり技術の支援に関する事項
- (14) その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (地域連携推進室)

第4条 前条第1項第1号から第10号に規定する学術研究活動の推進及び地域連携事業に関する業務を円滑に遂行するため、地域連携推進室を置く。

### (ものづくりセンター)

第5条 第3条第1項第11号から第14号に規定するものづくりに関する業務を円滑に遂行するため、ものづくりセンターを置く。

### (組織)

第6条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 地域連携推進室長
- (4) ものづくりセンター長
- (5) 教員

- (6) 技術職員
- (7) 事務職員
- (8) その他センター運営に必要な職員  
(センター長)

第7条 センターにセンター長を置き、本学の学長補佐（地域連携担当）をもって充てる。

- 2 センター長は、センター、地域連携推進室及びものづくりセンターの業務を掌理する。  
(副センター長)

第8条 センターに、センターの業務を円滑に遂行するため、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、本学の専任教又は准教授の中から、センター長が推薦し、学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
(コーディネーター)

第9条 センターに必要な応じてコーディネーターを置くことができる。

- 2 コーディネーターは、地域連携・産学連携に係る連絡・調整に関する業務を行う。  
(委員会)

第10条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに地域連携センター運営委員会を置く。

- 2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。  
(専門委員会等)

第11条 センターに、必要な応じて専門委員会等を置くことができる。

- 2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。  
(事務)

第12条 センターに関する事務は、地域連携推進室及び総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規程により、久留米工業大学ものづくりセンター規程は廃止する。

附 則

この規程により、久留米工業大学地域連携推進室規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。